

固定資産価格決定通知書の 無料交付の廃止に関するお知らせ

三鷹市と東京法務局府中支局との間においては、地方税法第382条及び同法第422条の3の規定に基づく通知が既に電子化されているため、登録免許税算定のために三鷹市において行っている固定資産価格決定通知書の無料交付の取扱いは、令和7年9月26日をもって廃止されることとなりました。

当該通知書の無料交付の廃止に伴い、令和7年9月29日以降における所有権移転登記等の申請に係る登録免許税の課税標準（不動産の価格）につきましては、三鷹市が発行する有料の固定資産税に関する証明書又は名寄帳の写し、納税通知書に同封されています固定資産税課税明細書により確認していただくことになります。

なお、所有権移転登記等を申請される際は、上記証明書等のいずれか一つのコピーを登記申請書に添付していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

ご不明な点がございましたら、東京法務局府中支局までお問い合わせください。

- ※ 未評価土地（公衆用道路など）や年度途中で地目変更があった土地の評価額、非課税家屋の評価額については、登録免許税算定に必要な情報を入れた証明書（有料）が発行されますので、三鷹市における証明書申請時にお申し出ください。
- ※ 区分所有の敷地権割合は三鷹市が発行する証明書には記載されていないため、固定資産税課税明細書や法務局が発行する登記事項証明書でご確認ください。

＊固定資産税評価額についてのお問い合わせ

三鷹市役所 市民部 資産税課
資産税係 電話：0422-29-9197(直通)
土地係 電話：0422-29-9198(直通)
家屋係 電話：0422-29-9199(直通)

＊所有権移転登記等の申請についてのお問い合わせ

東京法務局 府中支局
電話：042-335-4753(代表)

令和7年9月26日

東京法務局府中支局